

第 1 章 総則

第 1 節 計画策定の背景と目的

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波による甚大な被害とともに、膨大な量の災害廃棄物が発生し、その処理に混乱が生じました。

大規模災害に伴い発生するがれきや木くず等の災害廃棄物は、通常の一般廃棄物とは量や性状が大きく異なることから、市町村での単独処理が困難になることが予想され、処理にあたっては、国や都道府県等との連携が必要となります。

国では、この教訓をもとに、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、自然災害による被害を軽減するための平時の備えや、災害に伴い発生する廃棄物の適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策など、必要事項をまとめた「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を策定し、その後の平成 28 年に発生した熊本地震等の災害を踏まえ、平成 30 年 3 月に改定しました。

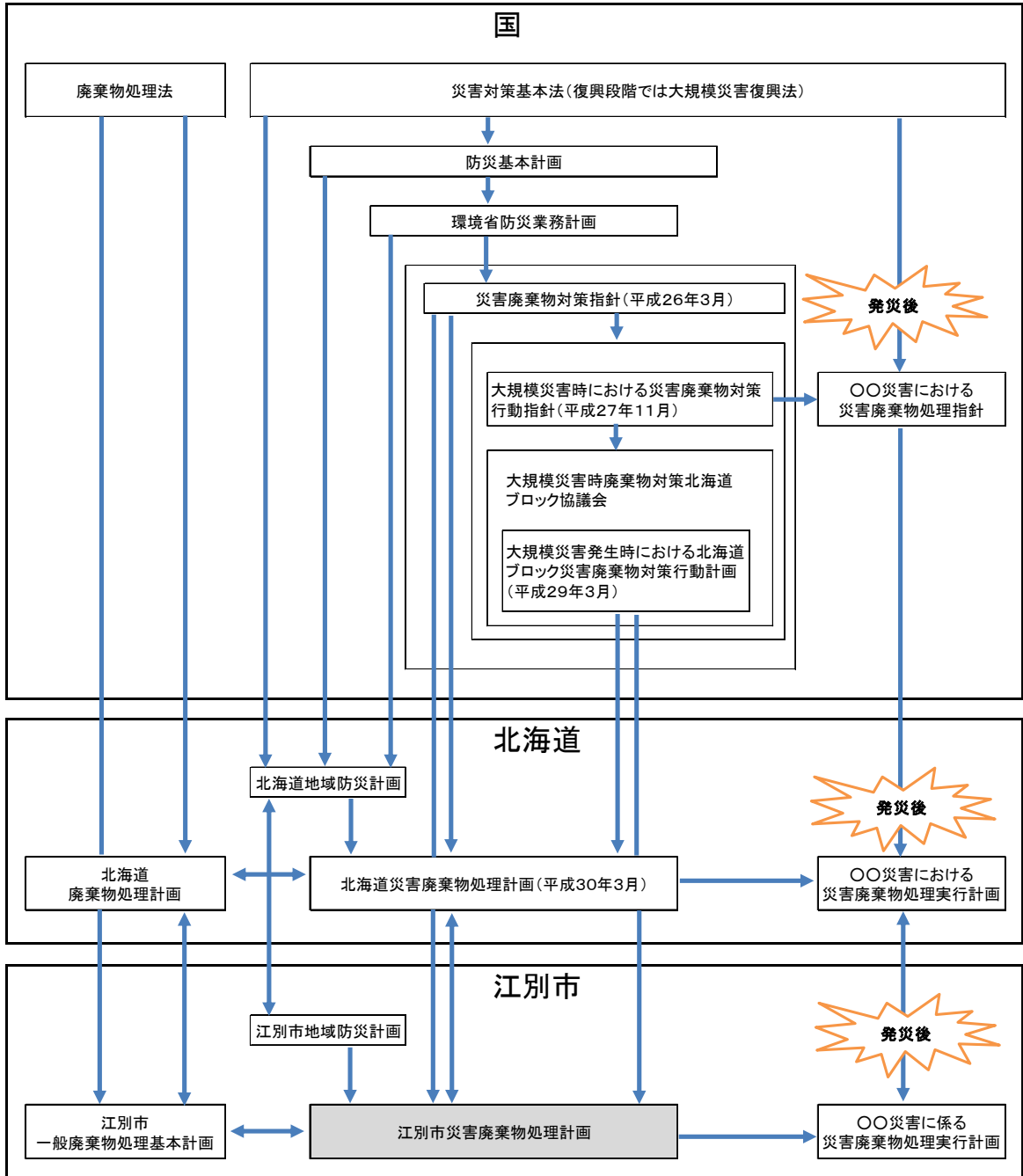
また、環境省北海道地方環境事務所が中心となり設置された大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会において、「大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画（平成 29 年 3 月）」が策定され、北海道では平成 30 年 3 月に「北海道災害廃棄物処理計画」が策定されるなど、災害廃棄物対策が進められています。

本市においても、災害に対し平時から備えるほか、発災時には、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うとともに、市民の生活環境を保全するため、速やかに復旧・復興を進めることを目的に、国の指針や行動計画、北海道の処理計画及び「江別市地域防災計画」と整合を図りながら、「江別市災害廃棄物処理計画」を策定するものです。

なお、本計画については、今後、国、北海道等から示される指針や計画、本市の地域防災計画等、策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

第 2 節 計画の位置付け

本計画は、以下のとおり位置付けられます。



第 3 節 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

第 4 節 本市の災害発生状況

本市は、石狩平野の中央部に位置し、石狩川を主流とした千歳川、夕張川、豊平川等の大小河川があり、各河川流域の降水量によって災害をもたらすという特異性があります。

近年の本市の災害発生状況では、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震や平成 28 年の北海道浦河沖地震に伴う大きな被害は起きていませんでしたが、平成 30 年 9 月 5 日の北海道に接近した台風 21 号では、強風による大量の倒木などの被害が発生し、翌 6 日未明の北海道胆振東部地震（江別市 震度 5 強）では、家屋の全壊や半壊などのほか、負傷者も出るなど、被害が発生しています。

過去における四季別の異常気象の概況は、次のとおりです。

（1）春

4 月から 5 月にかけては、低気圧の接近にともなって暖かい南風が吹き込んで気温の上昇が起こり、降雨と合わせて融雪災害が発生する。

また、融雪の終了とともに、季節的な強風による異常乾燥等の気象現象から、空地や原野の枯れ草等の野火火災の発生が多い。

（2）夏

梅雨前線が津軽海峡付近まで北上し、その前線上を台風が通過すると大雨に見舞われる。また、この季節は台風の最盛期でもあり、前線を台風が刺激することによって記録的な豪雨をもたらすことがあり、昭和 36 年、37 年、41 年、50 年、56 年の石狩川洪水災害は、この時期に発生している。

（3）秋

低気圧がたびたび本道を通り、大雨に見舞われることがある。また、台風が道央に接近する頃には勢力が弱まる傾向にあるが、稀にはほとんど勢力を変えずに襲来し、大きな被害をもたらすことがある。

(4) 冬

日本海沿岸から太平洋にかけて低気圧が襲来する。このため、降雨が降雪となり、時には暴風雪のため交通災害が発生する。

また、寒冷積雪に伴って暖房設備、器具の使用が多くなり、これらに起因する火災が増加する。

第 5 節 想定する災害

本計画における想定地震及び想定風水害を以下のように定めます。

1 想定する災害

地震	<ul style="list-style-type: none">・月寒背斜に関連する断層の地震（内陸活断層型）（震度 6 弱～7）・野幌丘陵断層帯の地震（内陸活断層型）（震度 6 弱～7）
風水害	<ul style="list-style-type: none">・台風最盛期における豪雨による洪水・台風最盛期における暴風

出典：江別市地域防災計画

2 想定する被害

地震と風水害を比較して、最も被害の大きい地震を対象として被害を想定します。

地震	<ul style="list-style-type: none">・全壊建物^{※1} : 約 2,900 棟・半壊建物^{※1} : 約 5,050 棟・死傷者^{※1} : 約 1,610 人・避難者数[※] : 約 10,000 人
----	--

出典：江別市地域防災計画及び江別市耐震改修促進計画

《参考》

本市において、過去に最も被害の大きかった水害は、昭和 56 年 8 月に発生した集中豪雨によるもので、被害の概要は次のとおりです。

水害	<ul style="list-style-type: none">・全壊建物 : 4 棟・床上浸水 : 416 棟・床下浸水 : 605 棟・避難者数 : 5,314 人
----	---

出典：江別市の統計

第 6 節 災害廃棄物処理の基本方針

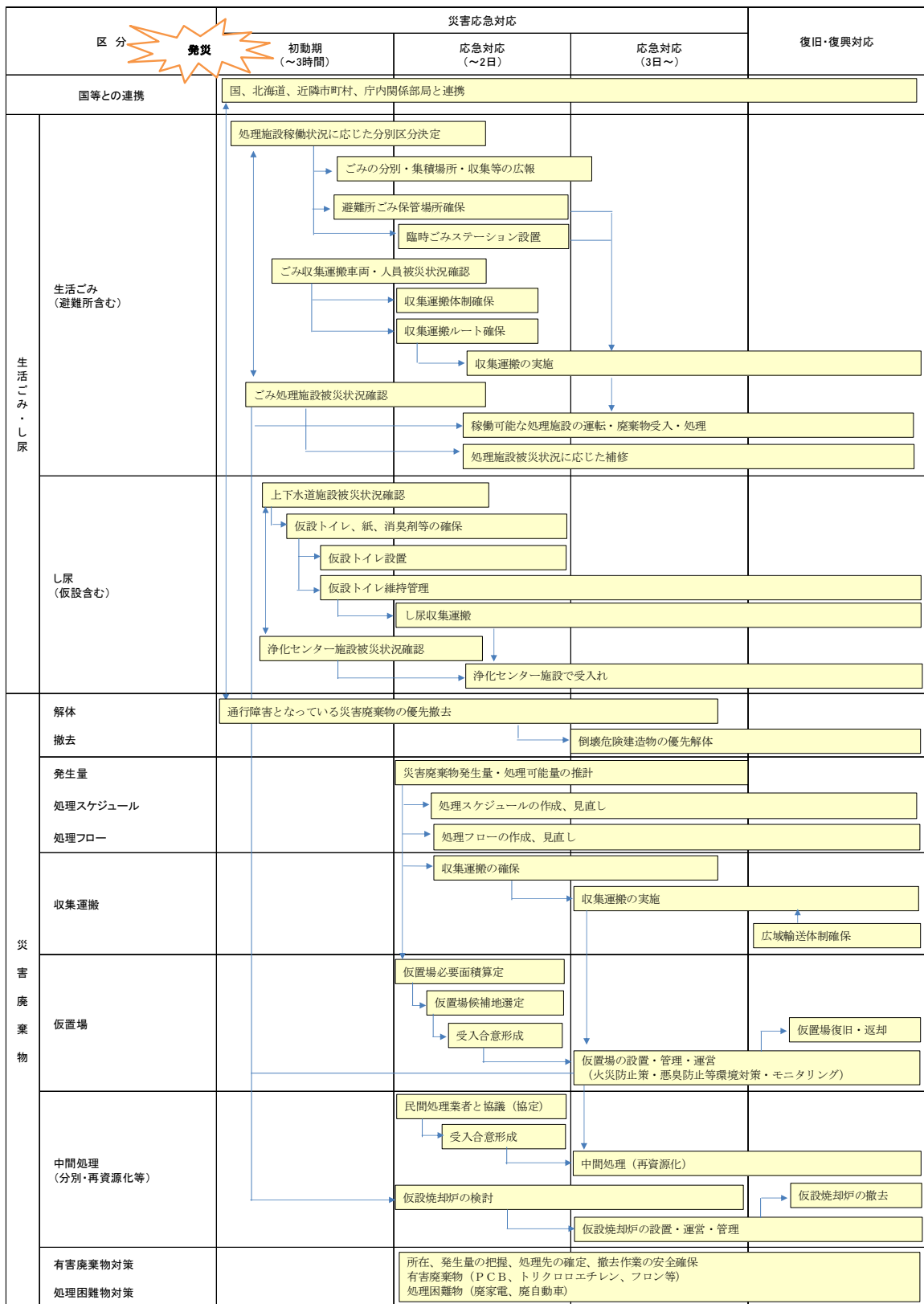
災害時においては、人命救助やライフラインの確保を最優先としたうえで、災害廃棄物処理の基本方針を定めます。

本計画の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針	内 容
① 衛生的な処理	<ul style="list-style-type: none">・ 発災時は、被災者の一時避難や上下水道の断絶等の被害が想定される。その際に発生する生活ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応する。・ 災害廃棄物は、十分に環境に配慮し処理を行い、特に不法投棄及び野焼きの防止には十分注意を払う。
② 迅速な処理	<ul style="list-style-type: none">・ 生活衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行う。・ 当初の処理から分別に配慮する。・ 発災から概ね3年間で処理を終えることとする。
③ 計画的な処理	<ul style="list-style-type: none">・ 発災による道路の寸断、一時的に大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場を適正に配置し集積する。・ 集積した災害廃棄物は計画的に処理施設に搬入する。・ 災害廃棄物の処理は、国、北海道及び近隣市町村と連携する。・ 災害廃棄物の資源化を図るため、民間事業者と連携するほか、可能な限り分別収集に努める。・ 災害廃棄物の処理の収束から、平常の清掃業務に移行する時期等についても十分に考慮する。
④ 安全な作業の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 発災時の清掃業務は、通常と異なり、発生量やごみの組成、危険物の混入等が考えられることから、作業の安全性を確保するよう努める。

第 7 節 災害廃棄物等処理の基本的な流れ

発災後の各段階における主な業務内容を以下のとおりとします。



第 8 節 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物を表 1-1 及び表 1-2 のとおりとします。

なお、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、二次災害の防止や、作業の一貫性と迅速性の観点から個人及び中小企業の損壊家屋・事務所等の解体等により発生した災害廃棄物も含まれます。

表 1-1 対象廃棄物（地震等の災害により発生する廃棄物）

種 類	内 容	特 性					
		再利用 可能性	減量 可能性	有害性 危険性	処理 困難性		
災 害 廃 棄 物	木くず	柱・梁・壁材、水害等による流木など	○	○			
	コンクリートがら等	コンクリート片、コンクリートブロック、レンガ、アスファルトがらなど	○				
	金属くず	トタン板、鉄骨、鉄筋、アルミ材など	○				
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物		○			
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	○	○			
	その 他 処 理 に 注 意 が 必 要 な 廃 棄 物	腐敗性廃棄物	曇や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など		○		○
		<u>廃特定家電製品</u>	災害により使用できなくなった <u>家電リサイクル法対象家電製品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）</u>	○	○	○	
		廃自動車等	災害により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	○	○	○	
		有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（防腐剤）・有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等			○	○
		その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ、農機具やピアノなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの、石膏ボードなど			○	○

出典：災害廃棄物対策指針

表 1-2 対象廃棄物（被災地や避難所の生活に伴い発生する廃棄物）

種 類		内 容	特 性			
			再利用 可能性	減量 可能性	有害性 危険性	処理 困難性
生活 ごみ	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	○	○		
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど（簡易トイレで使用した凝固剤・汚物を含む）	○	○		
し尿	し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿		○		

出典：災害廃棄物対策指針

第 9 節 市及び市民・事業者の役割

1 市の役割

市は、平時から、市民や事業者に対し、ごみの減量や資源化に関して啓発するとともに、発災時の対応や役割を明確にする必要があります。

本市の役割は次のとおりです。

- (1) 発災時における組織の連絡体制を構築する。
- (2) 庁内各部と連携し、仮設トイレやその管理に必要な物品の調達元を把握する。
- (3) 近隣市町村や廃棄物処理業者等との連携体制を構築する。
- (4) 災害廃棄物の発生量を迅速かつ的確に把握し、処理・処分方法及びスケジュール等を含めた実行計画を作成する。
- (5) 災害廃棄物の仮置場候補地を選定するとともに設置、維持管理を行う。
- (6) 発災時の被災建物等の解体・撤去、ごみの収集・運搬、ごみ処理体制等を構築するとともに、二次災害を防止する。
- (7) 発災時でのボランティア活動が円滑にできるような体制を構築する。
- (8) 市民、事業者、関係団体等に対し発災時の廃棄物処理について啓発を行う。

2 市民及び事業者の役割

(1) 市民の役割

市民は、平時から、ごみの減量化や資源化に努め、本市が定めた分別区分に従いごみを排出する必要があります。

市民の役割は次のとおりです。

- ① ごみ排出量の削減に努める。
- ② ごみの分別に協力する。
- ③ ごみとして排出する前に資源化することを推進する。
- ④ 平時から、分別の徹底を行い、災害時にも同様の分別が行えるようにする。
また、携帯トイレの備蓄に努める。
- ⑤ 災害時における生活ごみや、建築物の解体に伴うがれき等の排出の際は、人命救助やライフラインの確保を優先する必要があるため、市の指示に基づき、緊急車両等の通行など、救助や復旧作業の妨げにならないようにする。

(2) 事業者の役割

事業者は、ごみの減量や資源化に努め、本市が定めた分別区分に従いごみを排出する必要があります。

事業者の役割は次のとおりです。

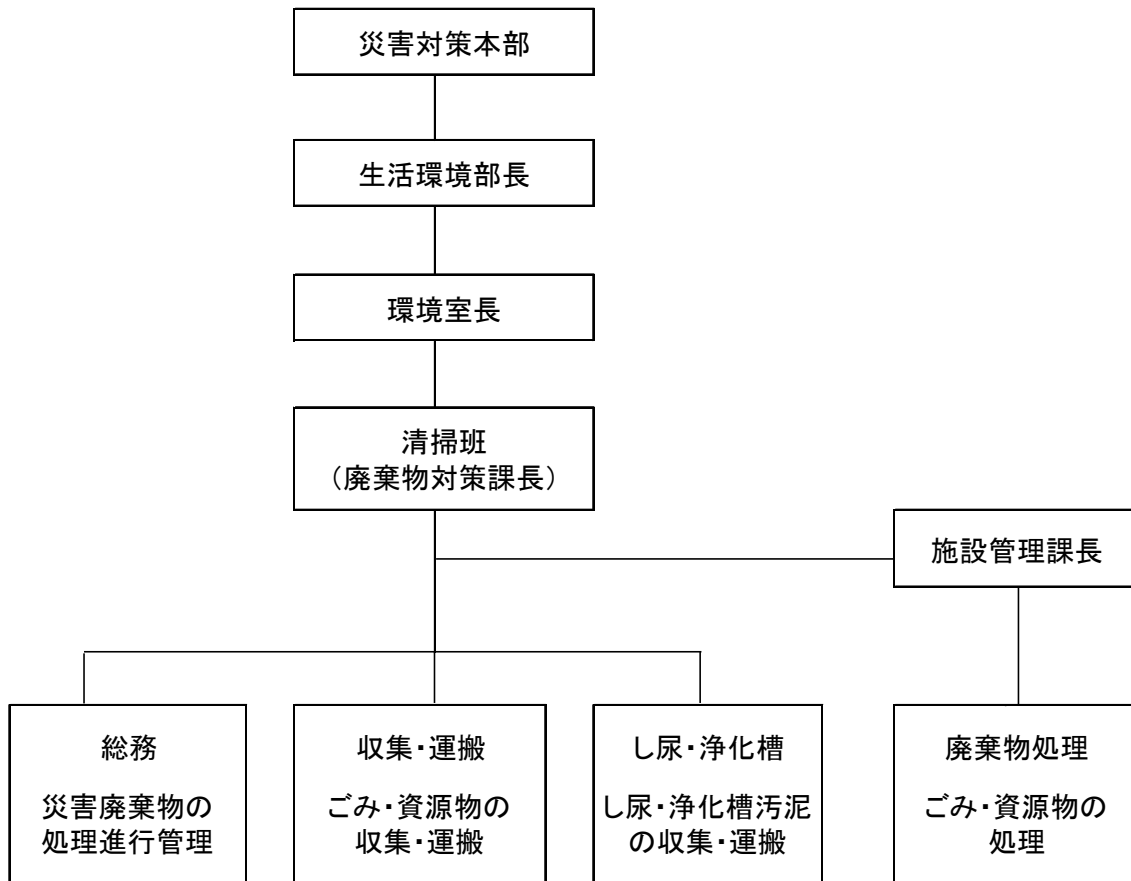
- ① ごみ排出量の削減に努める。
- ② ごみの分別に協力する。
- ③ ごみとして排出する前に資源化することを推進する。
- ④ 優れたリサイクル技術を採用する。
- ⑤ リサイクルルートを構築する。
- ⑥ 本市から廃棄物処理の協力要請があった場合は協力する。
- ⑦ 平時から分別の徹底を行い、災害時にも同様の分別が行えるようにする。
- ⑧ 災害時における事業ごみや、建築物の解体に伴うがれき等の排出の際は、人命救助やライフラインの確保を優先する必要があるため、市の指示に基づき、緊急車両等の通行など、救助や復旧作業の妨げにならないようにする。
- ⑨ 災害時における市からの廃棄物処理の連絡・広報に協力する。
- ⑩ 本市で処理できない災害廃棄物は、事業者が自己責任で処理を行い、適切な分別、再利用・再資源化に努める。

第 2 章 組織体制及び協力・支援体制等

第 1 節 災害発生時の組織体制及び業務内容

本市の災害廃棄物処理を統括する組織として、生活環境部環境室に「清掃班」を設置し、廃棄物処理に関する情報は全て清掃班に集め、管理することとします。

また、総括、指揮については、廃棄物対策課長が務めます。



清掃班組織体制

主要な業務の内容は以下のとおりです。

業 務		業 務 内 容
清掃班	総 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の発生量の把握 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 災害廃棄物対策の進行の管理 ・ 庁内関係部署との調整 ・ 職員の適正な配置及び職員の参加状況の把握 ・ 国、北海道、近隣市町村との連絡体制の構築 ・ 市民や事業者からの相談への対応 ・ 市民や事業者への分別の指導 ・ 避難所での分別の指導 ・ その他発災時の廃棄物処理に必要な事項
	収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集・運搬業者との連絡 ・ ごみ収集運搬車両・人員の被災状況の把握 ・ 収集・運搬業務の指示 ・ 臨時ごみステーションの設置 ・ その他発災時の廃棄物処理に必要な事項
	し尿・浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ し尿・浄化槽汚泥発生量の把握 ・ 仮設トイレの確保、避難所での設置・撤去の指導 ・ 収集・運搬業者との連絡 ・ 収集・運搬業務の指示 ・ 江別市浄化センターが使用不可の場合における、周辺市町村の代替利用可能なし尿処理施設や下水道の確保 ・ その他発災時のし尿処理に必要な事項
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理施設(環境クリーンセンター、リサイクルセンター、一般廃棄物最終処分場)の被災状況の把握 ・ ごみ処理施設の復旧 ・ 仮置場の設置・運営 ・ 仮設焼却炉等の検討 ・ その他発災時の廃棄物処理に必要な事項

第 2 節 職員の安全・健康

発災時は、通常業務に加え、災害廃棄物の処理も並行して行うこととなり、時間外業務や長時間に及ぶ業務が求められることから、職員への負荷が高まり、疲労の蓄積やストレス等により、注意力、集中力が低下し、事故やけがの発生原因となります。

こうした事態を回避するためにも、災害に係る職員の安全・健康に対する配慮も重要です。

長期的・安定的な収集・運搬、処理を確保するため、被災時は、職員の安全・健康管理を重視し、継続的に業務が遂行できる体制を構築します。

第 3 節 情報収集・連絡

災害発生に際して、情報の収集・連絡等が迅速かつ的確に行われるよう、職員への連絡体制の充実強化、関係行政機関、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図り、発災時、復旧・復興時における環境保全の重要性について適切な広報活動が行われるよう体制を整備します。

なお、災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、緊密な防災情報連絡体制の確保を図ります。

- (1) 関係行政機関、関係地方公共団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。
- (2) 職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。
- (3) 迅速かつ的確な災害情報を収集するため、民間事業者等からの多様な災害関連情報等を収集できる体制を構築する。

第 4 節 協力・支援体制

発災時において、よりスムーズな災害廃棄物の処理を実行するため、平時から国、北海道、近隣市町村、庁内関係部署との連携体制を構築するとともに、民間事業者との災害廃棄物の処理に関する協定の締結を進めます。

なお、本計画の上位計画である「江別市地域防災計画」においては、国、北海道、民間事業者等と、災害時における相互応援協定の締結を随時進めており、これらの協定内容に基づく体制も活用します。

1 国、地方公共団体との連携

大規模災害が発生した場合は、周辺市町村が同時に被災することが予想されます。本市のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合には、国や北海道へ支援を要請するほか、近隣市町村と連携して対策にあたります。

本市では、平成 26 年 2 月 7 日に近隣 7 市町村で構成する札幌圏廃棄物対策連絡会議（札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村）において、「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定^{*}」を締結しています。

国、北海道、近隣市町村の連絡先は以下のとおりです。

区分	機関名	所在地	電話番号
国	環境省	札幌市北区北 8 条西 2 丁目	011-299-1952
	北海道地方環境事務所	札幌第一合同庁舎 3 階	
北海道	北海道環境生活部環境局	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-204-5196
	循環型社会推進課	北海道庁 12 階	011-204-5198
	北海道石狩振興局	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目	011-204-5823
保健環境部環境生活課	北海道庁別館 5 階		
札幌市	札幌市環境局環境事業部	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	011-211-2912
	循環型社会推進課	札幌市役所本庁舎 12 階	
小樽市	小樽市生活環境部	小樽市花園 2 丁目 1 2 - 1	0134-32-4111
	ごみ減量推進課	小樽市役所本庁舎	(内線 462)
石狩市	石狩市環境市民部	石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2	0133-72-3126
	ごみ・リサイクル課	石狩市役所本庁舎 3 階	
北広島市	北広島市市民環境部	北広島市中央 4 丁目 2 番地 1	011-372-3311
	環境課	北広島市役所本庁舎 4 階	(内線 4102)
当別町	当別町住民環境部	石狩郡当別町白樺町 58-9	0133-23-2503
	環境生活課	当別町役場	
新篠津村	新篠津村住民課	石狩郡新篠津村第 47 線北 13 番地 新篠津村役場	0126-57-2111 (内線 310)

※「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」

札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定

札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村（以下「協定市町村」という。）は、大規模な震災等により廃棄物処理に支障を来す事態の発生等に備え、相互の支援の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、震災等発生時における協定市町村の広域的な支援体制を確保することにより、協定市町村の廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互支援の実施）

第2条 この協定により、協定市町村が相互に支援を実施する場合は、大規模な震災等により、多量の廃棄物が発生又は廃棄物処理施設の処理能力が低下したために廃棄物の処理が困難となり、他の協定市町村の支援を必要とするときとする。

（支援の要請及び受け入れ）

- 第3条 前条に掲げる事態が生じたとき、支援を必要とする協定市町村は、他の協定市町村に対し支援を要請することができるものとする。
- 2 支援を要請された協定市町村は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、支援要請を受け入れるよう努めるものとする。
 - 3 被害が甚大で、協定市町村間における支援に関する連絡調整が必要となる時は、札幌圏廃棄物対策連絡会議が、これを行うものとする。

（関係団体等との調整）

第4条 被害が甚大で、関係団体等との支援に関する連絡調整が必要となる時は、札幌圏廃棄物対策連絡会議が、これを行うものとする。

（廃棄物処理施設に関する相互支援の内容）

- 第5条 協定市町村は、各市町村内の廃棄物処理施設において、可能な限り他の協定市町村の震災等廃棄物を受け入れるための調整を進める。
- 2 協定市町村は、被害が甚大であり、仮設処理施設の導入が必要な際は、他の協定市町村との相互利用を検討の上、計画を立案するよう努める。

（仮置場に関する相互支援の内容）

第6条 協定市町村は、非常時に備え、平時から震災等廃棄物の仮置場等に利用可能な土地の情報収集に努める。

2 協定市町村は、被害が甚大な場合、状況に応じて、仮置場の相互利用等の支援を行うことができる。

(収集運搬車両に関する相互支援の内容)

第7条 協定市町村は、平時から確保している車両において、被災市町村への応援派遣等が可能な場合、できる限り支援を実施するよう努める。

2 被害が甚大であり、協定市町村において多数の廃棄物収集運搬車両を手配する必要が生じた場合、札幌圏廃棄物対策連絡会議において調整することができる。

(情報の交換)

第8条 この協定の円滑な運用を期するために、協定市町村等は廃棄物処理に係る相互の緊密な連携及び情報交換を積極的に行うものとする。

2 被害が甚大な場合は、第4条から第7条に掲げた規定に関連する情報をはじめ、その他、道路運行状況、除雪状況等、廃棄物処理に係る必要な関連情報を、札幌圏廃棄物対策連絡会議に集約して共有する。

(支援の方式)

第9条 協定市町村は、相互支援の実施について、信義に基づいて行うものとする。

2 支援に必要とする経費は、原則として、支援を要請した協定市町村が負担するものとする。

3 前項の経費の額は、支援要請を受けた協定市町村が定める廃棄物処分にかかる手数料相当額を基本とし、支援要請を受けたことにより特に必要となった経費については、双方協議の上支援の都度決定するものとする。

(連絡担当部局)

第10条 協定市町村等は、この協定締結後速やかにこの協定の実施のための連絡担当部局を定め、他の協定市町村等に通知するものとし、これを変更した場合も同様とする。

(疑義の決定等)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定市町村が協議して決定するものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、協定市町村が締結する災害時の支援等に係る他の協定を妨げるものではない。



(適用)



第13条 この協定の有効期間は、締結日から2年間とする。ただし、期間満了前6か月までに、いずれの協定市町村からも改廃等の申し出がない場合は、さらに2年間延長するものとし、その後も同様とする。



この協定締結の証として、本書7通を作成し、各協定市町村長が押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年2月7日



札幌市長

上田 文雄



小樽市長

中松 義治



江別市長

三好 景



北広島市長

上野 正三



石狩市長

田岡 克介



当別町長

宮司 正毅



新篠津村長

東出 輝



2 民間事業者等との連携

災害廃棄物は、がれき等の産業廃棄物に性質が類似した廃棄物が多く、建設業者や廃棄物処理業者の方が処理方法に精通している場合があります。

本市では、災害時の廃棄物の収集運搬を円滑に進めるため、平成26年2月3日に、江別市一般廃棄物収集運搬の許可業者が構成する江別リサイクル事業協同組合と「災害時における廃棄物収集運搬の協力に関する協定^{*}」を締結しています。

今後は、災害に備え、建設事業者や廃棄物処理事業者等と災害廃棄物の処理に関する協定を締結するなど、より一層の相互協力体制の構築を図ります。

協定の主な内容は以下のとおりです。

(1) 本市が被災した場合に協力を要請する事項

- ① 仮置場の確保
- ② 災害廃棄物の収集・運搬・処理

(2) その他の取り決め事項

- ① 情報提供
- ② 実施報告
- ③ 原状回復
- ④ 費用の負担
- ⑤ 災害補償
- ⑥ 連絡窓口

※「災害時における廃棄物収集運搬の協力に関する協定」



災害時における廃棄物収集運搬の協力に関する協定書

江別市（以下「甲」という。）と江別リサイクル事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江別市域内及び札幌圏に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、廃棄物の収集運搬（以下「収集運搬」という。）について、甲が乙に協力を要請する手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

- 第2条 災害時において、収集運搬を必要とするときは、甲は、乙に対して協力を要請することができる。
- 乙が甲より収集運搬及びこれに関連する業務（以下「通常業務」という。）を受託している場合、本協定に基づく協力はこれに優先するものとする。
 - 前項により通常業務が遅延又は不履行となった場合、甲は乙に対しこれらによって生ずる損害について、契約の定めにかかわらず求償しない。

（要請の手続）

第3条 第2条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務の実施）

- 第4条 乙は、前条の要請があったときは、必要な人員・車両等を調達し、甲の指示に従い、収集運搬を実施するものとする。
- 乙は、甲からの要請に支障をきたさないよう、日ごろから必要な人員・車両等の調達計画の作成に努めるものとする。

（経費の負担）

- 第5条 この協定に基づく収集運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 経費の額については、甲の積算基準及び乙の見積りを基に、甲が算出するものとする。

（経費の請求及び支払）

第6条 甲は、乙から経費の支払請求があった場合は、江別市の規定に基づき支払うものとする。

（障害死亡補償）

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成26年2月3日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 2月 3日

甲 北海道江別市高砂町6番地
江別市
江別市長 三好



乙 北海道江別市工業町11-7
江別リサイクル事業協同組合
代表理事 齋木 長

